

請求対象となる水量の算定方法について

使用水量から実績使用水量を減じた水量を推定漏水量とし、下表の基準をもとに請求対象の水量を算定します。なお、下水道使用料については、推定漏水量の全量が地下浸透したと認められる場合に限り、推定漏水量の全量を減量対象とします。

推定漏水量／実績使用水量	減量の割合
5 倍まで	1 / 2
5 倍を超え 10 倍まで	2 / 3
10 倍を超える	3 / 4

※実績使用水量は、減量対象月の前年同月または前 4 か月の使用状況を考慮した水量とする。実績使用水量が基本水量に満たない場合は基本水量をもって実績使用水量とする。

≪計算例≫

使用水量 350 m³

実績使用水量 20 m³

推定漏水量 330 m³

・水道料金

0～100 m³（実績使用水量の 5 倍まで） 1 / 2 の減量

$$100 \text{ m}^3 \times 1/2 = 50 \text{ m}^3 \cdots \text{①}$$

101 m³～200 m³（実績使用水量の 5 倍を超え 10 倍まで） 2 / 3 の減量

$$100 \text{ m}^3 \times 2/3 = 67 \text{ m}^3 \cdots \text{②} \text{（} 1 \text{ m}^3 \text{未満切り上げ）}$$

201 m³～（実績使用水量の 10 倍を超える水量） 3 / 4 の減量

$$130 \text{ m}^3 \times 3/4 = 98 \text{ m}^3 \cdots \text{③} \text{（} 1 \text{ m}^3 \text{未満切り上げ）}$$

①②③の合計を減量する水量とする。

つまり、350 m³（使用水量）－215 m³（①+②+③）＝135 m³が請求対象の水量となります。

・下水道使用料（地下浸透したと認められる場合）

350 m³（使用水量）－330 m³（推定漏水量）＝20 m³が請求対象の水量となります。